

## 宇佐市規則第 38 号

### 宇佐市多目的広場条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、宇佐市多目的広場条例（平成 19 年宇佐市条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (使用の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項各号に掲げる行為をするため宇佐市多目的広場（以下「多目的広場」という。）を使用しようとする者は、宇佐市多目的広場使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、多目的広場を使用しようとする日の 30 日前から 5 日前までの間に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3 次条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに宇佐市多目的広場使用許可変更申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

#### (使用の許可等)

第 3 条 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の申請を適当と認めたときは、宇佐市多目的広場使用許可書（様式第 3 号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の使用の許可を受けた者は、多目的広場の使用に当たり、許可書を常時携帯し、必要に応じて提示するものとする。

#### (使用料の減免)

第 4 条 条例第 10 条第 4 項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、宇佐市多目的広場使用料減免申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減額又は免除を行う場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する行事の場合にあっては、使用料の 100 パーセントの額

(2) 国又は他の地方公共団体が使用する場合で、市が共催する行事の場合にあっては、使用料の 50 パーセントの額

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当該使用の目的が中心市街地の活性化に資すると市長が特に認める場合にあっては、その状況により市長が定める額

#### (補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 5 日から施行する。